

令和 6 年度 公立大学法人 青森公立大学 補正予算（第 1 号）

令和 6 年度 公立大学法人 青森公立大学の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収入支出予算の補正）

第 1 条 収入支出予算の総額に収入支出それぞれ 27,597 千円を追加し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ 1,499,348 千円と定める。

2 収入支出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額は、「別表 収入支出予算補正」による。

上記のとおり公立大学法人青森公立大学会計規程（平成 21 年 4 月 1 日規程第 88 号）第 10 条及び公立大学法人青森公立大学予算管理規程（平成 21 年 4 月 1 日規程第 93 号）第 10 条第 1 項ただし書きの規定により予算を補正する。

令和 7 年 2 月 28 日

公立大学法人 青森公立大学
理事長 石 川 浩 明

別表 収入支出予算補正

【収入】

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	補正後の額
1 運営費交付金収入	512,151	38,363	550,514
1 運営費交付金収入	392,500	41,575	434,075
1 運営費交付金	392,500	41,575	434,075
2 特別運営費交付金収入	119,651	△ 3,212	116,439
1 特別運営費交付金（退職手当費用）	11,025	859	11,884
2 特別運営費交付金（臨時費用）	108,626	△ 4,071	104,555
2 学生納付金収入	812,048	0	812,048
1 授業料収入	717,111	0	717,111
1 学部授業料収入	714,158	0	714,158
2 大学院授業料収入	2,953	0	2,953
2 入学金収入	79,817	0	79,817
1 学部入学金収入	78,696	0	78,696
2 大学院入学金収入	1,121	0	1,121
3 入学検定料収入	15,120	0	15,120
1 学部入学検定料収入	14,921	0	14,921
2 大学院入学検定料収入	199	0	199
3 受託研究等収入	964	0	964
1 受託研究収入	200	0	200
1 地域連携センター受託研究収入	200	0	200
2 受託事業収入	764	0	764
1 地域連携センター受託事業収入	764	0	764
4 寄附金収入	3,800	0	3,800
1 寄附金収入	3,800	0	3,800
1 寄附金収入	3,800	0	3,800
5 補助金等収入	1,500	0	1,500
1 国庫補助金収入	1,500	0	1,500
1 文化庁補助金収入	1,500	0	1,500
6 施設費収入	61,535	△ 10,766	50,769
1 市施設整備費補助金収入	61,535	△ 10,766	50,769
1 市施設整備費補助金収入	61,535	△ 10,766	50,769
7 財務収入	5	0	5
1 財務収入	5	0	5
1 受取利息	5	0	5
8 雑収入	38,742	0	38,742
1 貸付料・使用料等収入	18,652	0	18,652
1 財産貸付料収入	593	0	593
2 施設使用料収入	7,937	0	7,937
3 教員住宅入居料収入	10,122	0	10,122
2 助成金等収入	12,795	0	12,795
1 科学研究補助金等間接経費収入	630	0	630
2 学術文化振興財団助成金収入	10,565	0	10,565
3 その他助成金収入	1,600	0	1,600
3 手数料等収入	100	0	100
1 諸証明等手数料収入	100	0	100
4 大学入試共通テスト実施料収入	4,055	0	4,055
1 大学入学共通テスト実施料収入	4,055	0	4,055
5 その他雑収入	3,140	0	3,140
1 その他雑収入	3,140	0	3,140
9 目的積立金取崩収入	41,006	0	41,006
1 前中期目標期間繰越目的積立金取崩収入	41,006	0	41,006
1 前中期目標期間繰越目的積立金取崩収入	41,006	0	41,006
収入合計	1,471,751	27,597	1,499,348

【支 出】

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	補正後の額
1 業務費	1,052,975	9,613	1,062,588
1 教育経費	214,464	△ 4,071	210,393
1 学部経費	35,438	0	35,438
2 大学院経費	1,923	0	1,923
3 入試選抜経費	17,130	0	17,130
4 学務経費	14,957	0	14,957
5 地域連携センター経費	5,452	0	5,452
6 国際芸術センター青森経費	33,559	0	33,559
7 奨学費	106,005	△ 4,071	101,934
2 研究経費	33,721	△ 3,357	30,364
1 教育研究費	30,706	△ 3,357	27,349
2 外部資金研究費	3,015	0	3,015
3 教育研究支援経費	130,357	0	130,357
1 図書館経費	40,867	0	40,867
2 情報経費	89,490	0	89,490
4 受託研究費等	964	0	964
1 受託研究費	200	0	200
2 受託事業費	764	0	764
5 人件費	673,469	17,041	690,510
1 役員人件費	31,867	0	31,867
2 教員人件費	399,707	859	400,566
3 職員人件費	241,895	16,182	258,077
人件費のうち退職手当	11,025	859	11,884
2 一般管理費	418,776	17,984	436,760
1 法人経費	1,230	0	1,230
1 法人経費	1,230	0	1,230
2 事務経費	394,528	17,984	412,512
1 一般管理経費	26,732	192	26,924
2 大学施設維持管理経費	344,868	17,792	362,660
3 交流施設運営管理経費	5,730	0	5,730
4 国際芸術センター青森運営管理経費	14,425	0	14,425
5 大学運営対策費	2,773	0	2,773
施設管理経費のうち大規模修繕費	61,535	△ 10,766	50,769
3 企画広報経費	9,332	0	9,332
1 企画広報経費	9,332	0	9,332
4 学生募集経費	13,686	0	13,686
1 学部入学者募集経費	11,288	0	11,288
2 大学院入学者募集経費	2,398	0	2,398
支 出 合 計	1,471,751	27,597	1,499,348

令和6年度 青森公立大学 補正予算（第1号）について

主たる補正の内容

1 収入【款・項・目】 補正額計 27,597 千円

	補正前の額	補正額	計
○運営費交付金収入 [1・1・1]	392,500 千円	41,575 千円	434,075 千円
○特別運営費交付金収入（退職手当費用）[1・2・1]	11,025 千円	859 千円	11,884 千円
○特別運営費交付金収入（臨時費用）[1・2・2]	108,626 千円	△4,071 千円	104,555 千円
○市施設整備費補助金収入 [6・1・1]	61,535 千円	△10,766 千円	50,769 千円

下記支出の決算見込による増減に連動する青森市から交付される交付金等収入を増減するもの。

2 支出【款・項・目】 補正額計 27,597 千円

（1）運営費交付金収入、市施設費整備費補助金と連動する支出

	補正前の額	補正額	計
○教育研究費 [1・2・1]	30,706 千円	△3,357 千円	27,349 千円
教育研究費の減額			
○職員人件費 [1・5・3]	241,895 千円	16,182 千円	258,077 千円
職員人件費の増額			
○一般管理経費 [2・2・1]	26,732 千円	192 千円	26,924 千円
車両管理経費等の増額			
○大学施設維持管理経費 [2・2・1]	344,868 千円	17,792 千円	362,660 千円
燃料費、光熱水費等の増額	28,558 千円		運営費交付金収入と連動
大規模修繕費の減額		△10,766 千円	市施設整備費補助金収入と連動

（2）特別運営費交付金収入（退職手当費用）[1・2・1] と連動する支出

	補正前の額	補正額	計
○教員人件費 [1・5・2]	399,707 千円	859 千円	400,566 千円
教員の退職手当の増額			

（3）特別運営費交付金収入（臨時費用）[1・2・2] と連動する支出

	補正前の額	補正額	計
○奨学費 [1・1・7]	106,005 千円	△4,071 千円	101,934 千円
高等教育の修学支援新制度に基づく学部生の授業料・入学科減免額の減額			

公立大学法人青森公立大学会計規程（平成 21 年 4 月 1 日規程第 88 号）【抜粋】

（予算の補正）

第 10 条 理事長は、必要があると認めた場合は、別に定めるところにより、予算を補正することができる。

公立大学法人青森公立大学予算管理規程（平成 21 年 4 月 1 日規程第 93 号）【抜粋】

（予算の補正）

第 10 条 理事長は、会計規程第 10 条の規定に基づき、予算を補正するときは、予算作成の手順に準じ、補正予算案を作成し、経営審議会の審議に付し、理事会の議決を得なければならない。

ただし、緊急を要するため、当該手続を経ることができない場合又は年度当初予算に重大な変更を生じさせない場合は、理事長があらかじめこれを決定することができる。

2 前項ただし書の場合において、理事長は、当該補正について、その直後に開かれる経営審議会に報告し、理事会の追認を受けなければならない。